

特別加入制度のしおり

〈特定作業従事者用〉



特定作業従事者とは
次の方です

- 特定農作業従事者
- 指定農業機械作業従事者
- 国または地方公共団体が実施する訓練従事者
- 家内労働者およびその補助者
- 労働組合等の常勤役員
- 介護作業従事者および家事支援従事者



(ご注意)

- ・労働者は、労災保険で保護されます。
- ・特別加入の対象は「労働者以外の人」です。(任意加入)

厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署



はじめに

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人には特別に任意加入を認めています。これが、特別加入制度です。

このパンフレットは、特定作業従事者の特別加入について、その加入者の範囲、加入手続、加入時健康診断、業務災害・通勤災害の認定基準（保険給付の対象となる災害の範囲）などに関して、特に注意していただきたい事項を説明しています。

特別加入を希望する方はもちろん、すでに加
入されている方もご一読いただき、特別加入制
度についてご理解いただきますようお願いいた
します。

も く じ

ページ

1	特別加入者の範囲	3
2	特別加入の手続き	6
3	加入時健康診断	8
4	業務災害の防止に関する措置	9
5	給付基礎日額・保険料	10
6	補償の対象となる範囲	12
7	保険給付・特別支給金の種類	14
8	支給制限	16
9	特別加入者としての地位の消滅	16
	<様式記載例>	17

1 特別加入者の範囲

特定作業従事者として特別加入ができるのは、「(1) 特定農作業従事者」、「(2) 指定農業機械作業従事者」、「(3) 国または地方公共団体が実施する訓練従事者」、「(4) 家内労働者およびその補助者」、「(5) 労働組合等の常勤役員」および「(6) 介護作業従事者および家事支援従事者」です。

(1) 特定農作業従事者

特定農作業従事者とは、次の①～③の全てに該当する人をいいます。

- ①「年間の農業生産物（畜産及び養蚕に係るものを含む）の総販売額が300万円以上」または「経営耕地面積が2ヘクタール以上」の規模（この基準を満たす地域営農集団などを含む）を有している。
- ②土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取、家畜（家さん及びみつばちを含む）・蚕の飼育の作業のいずれかを行う農業者（労働者以外の家族従事者などを含む）である。
- ③次のアからオまでのいずれかの作業に従事する。

ア 動力により駆動する機械を使用する作業



イ 高さが2メートル以上の箇所での作業



ウ サイロ、むろなどの酸素欠乏危険場所での作業



エ 農薬の散布作業



オ 牛、馬、豚に接触し、または接触するおそれのある作業



(注) 事業場の規模を判断する上で、農家の集団が共同で作業を行う、いわゆる地域営農集団または農事組合法人の規模が年間農業生産物総販売額300万円以上または経営耕地面積2ヘクタール以上であれば、各構成農家は特別加入のための規模要件を満たすものとして取り扱われます。

(2) 指定農業機械作業従事者

農業者（労働者以外の家族従事者などを含む）であって、次の機械を使用し、土地の耕作、開墾または植物の栽培、採取の作業を行う人をいいます。

- ① 動力耕うん機その他の農業用トラクター
- ② 動力溝掘機
- ③ 自走式田植機
- ④ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械
- ⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械
- ⑥ トラックその他の自走式運搬用機械
- ⑦ 次の定置式機械または携帯式機械
 - ・ 動力揚水機
 - ・ 動力草刈機
 - ・ 動力カッター
 - ・ 動力摘採機
 - ・ 動力脱穀機
 - ・ 動力剪定機
 - ・ 動力剪枝機
 - ・ チェーンソー
 - ・ 単軌条式運搬機
 - ・ コンベヤー
- ⑧ 無人航空機
（農薬、肥料、種子もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。）



(3) 国または地方公共団体が実施する訓練従事者

国または地方公共団体が実施する訓練として行われる次の作業に従事する人をいいます。

職場適応訓練	求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業
事業主団体等委託訓練	求職者の就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練で、事業主または事業主の団体に委託されて行われる作業（教育訓練を行うための施設において主として実施される職業訓練を除く）



(4) 家内労働者およびその補助者

家内労働法にいう家内労働者およびその補助者（以下「家内労働者等」）で、特に危険度が高いとされる次の作業に従事する人をいいます。

- 1 プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業
- 2 金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの
 - ① 研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業
 - ② 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業
- 3 有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット(化学物質製、皮製、布製のものに限る)
 - ② 木製または合成樹脂製の漆器
- 4 陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの
 - ① 粉じん作業
 - ② 鉛化合物を含有する釉薬を使って行う施釉の作業
 - ③ 鉛化合物を含有する絵具を使って行う絵付けの作業
 - ④ 施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業
- 5 動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業
- 6 木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 仏壇
 - ② 木製または竹製の食器

以上の指定された作業を行う家内労働者等であっても、特別加入が認められるには、原則として1年間に200日以上その作業に従事し、1日の就労時間が平均して4時間以上と見込まれることが必要です。



(5) 労働組合等の常勤役員

常時労働者を使用しない労働組合等であって、次の作業に従事する一人専従役員をいいます。

労働組合等の事務所、事業場、集会場または道路、公園その他の公共の用に供する施設における集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に関する作業（作業に必要な移動を含む）

この場合の労働組合等とは、以下のものをいいます。

- ① 労働組合法第2条および第5条第2項の規定に適合しているもの
- ② 国家公務員法第108条の3第5項もしくは地方公務員法第53条第5項の規定により登録された職員団体
- ③ 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第5条により認証された職員団体等
- ④ 国会職員法第18条の2の組合であって労働組合法第5条第2項各号（第8号を除く）に掲げる内容と同様の内容を規定する規約を有しているもの

(6) 介護作業従事者および家事支援従事者

介護作業従事者とは、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第2条第1項に規定する介護関係業務に関する作業で、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練または看護に関する作業を行う人をいいます。

また、家事支援従事者とは、家事（炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為）を代行し、又は補助する作業を行う人をいいます。

※ 実際に行う作業が「介護作業」または「家事支援作業」のどちらかだけでも、特別加入する際の整理上は、「介護作業従事者および家事支援従事者」として加入することとなり、そのいずれの作業にも従事し得るものとして取り扱われます。

2 特別加入の手続き

特定作業従事者の特別加入については、特定作業従事者の団体（特別加入団体）(注)を事業主、特定作業従事者を労働者とみなして労災保険の適用を行います。

特別加入の手続きは、都道府県労働局長の承認を受けた特別加入団体が行うことになっています。

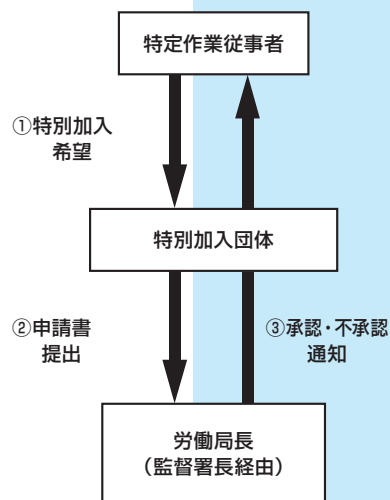
(1) 新たに特別加入団体をつかって申請する場合

<加入の手続き>

提出するもの： 特別加入申請書（一人親方等）

提出先： 所轄の労働基準監督署長（以下「監督署長」といいます。）を経由して所轄の都道府県労働局長（以下「労働局長」といいます。）

特別加入申請書（以下「申請書」といいます。）には、特別加入を希望する人の業務の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを記入する必要があります。



(注) 特別加入団体の要件

- ① 特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるかどうかは問いませんが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手續などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として労働保険徴収法施行規則第6条第2項第4号に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

※申請書の記入については、17ページの記入例を参考にしてください。

※給付基礎日額については、10ページを参照してください。

- ① 申請書には、「定款、規約等その団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類」と「業務災害の防止に関して特定作業従事者の団体が講ずべき措置および特定作業従事者が守るべき事項を定めた書類」を添付しなければなりません。ただし、職場適応訓練従事者、事業主団体等委託訓練従事者および家内労働者等については、上記書類の添付は必要ありません。
- ② 特定農作業従事者については、年間農業生産物総販売額または経営耕地面積を証明する農協や農業委員会等の証明書を、労働組合等常勤役員については、労働組合等としての証明となる労働委員会の証明書等を添付してください。

特別加入の申請に対する労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から30日以内で申請者が加入を希望する日となります。

(2) すでに特別加入を承認されている団体を通じて加入する場合

特別加入団体として承認されている団体に申し込んでください。加入手続きはその団体が行います。

※お近くの特別加入団体については、都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

団体が提出するもの： 特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）
提出先： 監督署長を経由して労働局長

特別加入団体は、以下の場合には特別加入に関する変更届（以下「変更届」といいます。）を提出することになっています。

- ① 特別加入を承認されている人の氏名、作業内容等に変更があった場合
- ② 新たに特定作業従事者として特別加入を希望する人がいる場合
- ③ すでに特別加入を承認されている人の一部が特別加入者としての要件にあてはまらなくなった場合

変更届の記入については18ページの記入例を参考にしてください。

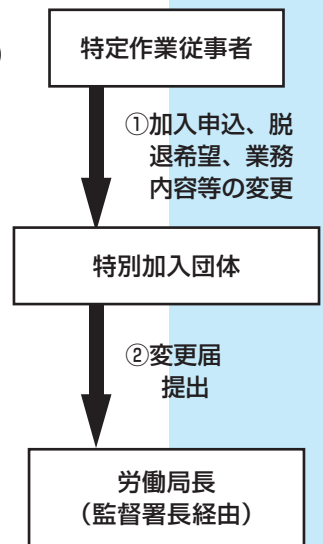
②の場合は、「特別加入者の異動（新たに特別加入者になった者）」欄に必要な事項を記入します。

③の場合には、「特別加入者の異動（特別加入者でなくなった者）」欄に必要な事項を記入します。

ただし、家内労働者の場合は、保険年度末日までの期限付き承認となっていますので、継続して特別加入を希望する方は、毎年度加入手続きを行う必要があります。

（ご注意）

業務災害または通勤災害が発生した後に変更届を提出されても、すでに発生した災害の給付には反映されません。



※ 新たに特別加入を希望する方の本人確認の徹底について

特別加入団体は、6ページの(1)又は本ページの(2)②の手続きを行う場合、特別加入を希望する方に、原則として顔写真付きの身分証明書（顔写真付きでない場合には、2点以上が必要）の提示を求めて本人確認を行い、その写しまたは番号を控えた上で、「特別加入申請に係る本人確認済証明書」を、申請書又は変更届に添付しなければなりません。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、「特別加入申請に係る本人確認済証明書」の添付は必要ありません。

- i 特別加入団体における労働保険事務を労働保険事務組合又は社会保険労務士に委託している場合（特別加入団体が労働保険事務組合を兼ねている場合を含む）
- ii 申請書類裏面の「社会保険労務士記載欄」に社会保険労務士の署名がある場合
※ 電子申請システムにより手続きを行う場合は、「社会保険労務士入力欄」に社会保険労務士の署名がある場合

「特別加入申請に係る本人確認済証明書」は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihoken06/index.html)

QRコードはこちら⇒



3 加入時健康診断

(1) 加入時健康診断が必要な場合

特定作業従事者として特別加入を希望する「特定農作業従事者」、「指定農業機械作業従事者」、「家内労働者およびその補助者」、「労働組合等の常勤役員」および「介護作業従事者」のうち、表1に記載されている業務にそれぞれ定められた期間従事したことがある場合には、特別加入を行う際に健康診断を受ける必要があります。

表1 加入時健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間(通算期間)	必要な健康診断
粉じん作業を行う業務	3年以上	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年以上	振動障害健康診断
鉛業務	6か月以上	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6か月以上	有機溶剤中毒健康診断

(2) 手続方法

<手続きの流れ>

① 「特別加入時健康診断申出書」(以下「申出書」といいます。)を特別加入団体を通じて監督署長に提出。

※申出書の記入については、19ページの記入例を参考にしてください。

② 申出書の業務歴から判断して加入時健康診断が必要であると認められる場合、監督署長は「特別加入健康診断指示書」(以下「指示書」といいます。)および「特別加入時健康診断実施依頼書」(以下「依頼書」といいます。)を交付。

③ 指示書に記載された期間内に、あらかじめ労働局長が委託している診断実施機関の中から選んで加入時健康診断を受診。依頼書は診断実施機関に提出。

※お近くの診断実施機関については都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

※加入時健康診断の費用は国が負担しますが、交通費は自己負担となります。

④ 診断実施機関が作成した「健康診断証明書(特別加入用)」を申請書または変更届に添付し、監督署長に提出。

※じん肺健康診断を受けた場合には、じん肺の所見がないと認められた場合を除き、健康診断証明書にエックス線写真を添付することが必要です。

(ご注意)

健康診断証明書を提出しなかったり、業務の内容や業務歴などについて虚偽の申告をした場合には、特別加入の申請が承認されない、または、保険給付が受けられないことがあります。

(3) 特別加入が制限される場合

加入時健康診断の結果が次のような場合には、特別加入が制限されます。

- ア 特別加入予定者がすでに疾病にかかっている、その症状または障害の程度が一般的に就業することが難しく、療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する作業の内容にかかわらず特別加入は認められません。
- イ 特別加入予定者がすでに疾病にかかっている、その症状または障害の程度が特定の作業からの転換を必要とすると認められる場合には、特定作業以外の作業についてのみ特別加入が認められることとなります。
- ウ 家内労働者の場合、特別加入予定者がすでに疾病にかかっている、その症状または障害の程度が特定作業からの転換を必要とする程度であると認められ、他の作業に転換した結果特別加入者としての加入要件を満たさなくなる場合には、特別加入は認められません。

(4) 保険給付を受けられない場合

特別加入前に疾病が発症、または加入前の原因により発症したと認められる場合には、特別加入者としての保険給付を受けられないことがあります。

特別加入者に関する業務上の災害として保険給付の対象となる疾病は、特別加入者としての業務を遂行する過程において、その業務に起因して発症したことが明らかかな疾病に限定されます。特別加入前に発症した疾病や特別加入前の事由により発症した疾病に関しては、保険給付の対象となりません。

したがって、加入時健康診断の結果、疾病の症状または障害の程度が、特別加入についての制限を行う必要のない程度であった場合であっても、加入時点における疾病の程度および加入後における有害因子へのばく露濃度、ばく露期間などからみて、加入前の業務に主たる要因があると認められる疾病については、保険給付は行われません。

4 業務災害の防止に関する措置

特定作業従事者の団体をつくる際は、あらかじめ業務災害の防止のための措置や特定作業従事者が守るべき事項を定めておかなければなりません。これらによって、自主的に業務災害防止に努めていただくこととなります。

5 給付基礎日額・保険料

(1) 給付基礎日額

給付基礎日額とは、保険料や、休業（補償）給付などの給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて、労働局長が決定します。給付基礎日額が低い場合は、保険料が安くなりますが、その分、休業（補償）給付などの給付額も少なくなりますので、十分ご留意の上、適正な額を申請してください。

給付基礎日額を変更したい場合は、事前（3月2日～3月31日）に「給付基礎日額変更申請書」を監督署長を経由して労働局長あて提出することによって、翌年度より変更することができます。

また、労働保険の年度更新期間中にも「給付基礎日額変更申請書」により当年度に適用される給付基礎日額の変更が可能です。

ただし、災害発生前に申請することが前提になります。給付基礎日額変更申請書を提出する前に災害が発生している場合は、当年度の給付基礎日額変更は認められませんので、給付基礎日額の変更を検討されている方は、事前の手続きをお勧めします。

(2) 保険料

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）にそれぞれの事業に定められた保険料率（表3参照）を乗じたものとなります。

なお、年度途中で、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、その年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出します。

表2 給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年 間 保 険 料	
		年間保険料=保険料算定基礎額(注2)×保険料率	
		(例1) 特定農作業従事者の場合 保険料率 9/1000	(例2) 職場適応訓練従事者の場合 保険料率 3/1000
25,000円	9,125,000円	82,125円	27,375円
24,000円	8,760,000円	78,840円	26,280円
22,000円	8,030,000円	72,270円	24,090円
20,000円	7,300,000円	65,700円	21,900円
18,000円	6,570,000円	59,130円	19,710円
16,000円	5,840,000円	52,560円	17,520円
14,000円	5,110,000円	45,990円	15,330円
12,000円	4,380,000円	39,420円	13,140円
10,000円	3,650,000円	32,850円	10,950円
9,000円	3,285,000円	29,565円	9,855円
8,000円	2,920,000円	26,280円	8,760円
7,000円	2,555,000円	22,995円	7,665円
6,000円	2,190,000円	19,710円	6,570円
5,000円	1,825,000円	16,425円	5,475円
4,000円	1,460,000円	13,140円	4,380円
3,500円	1,277,500円	11,493円	3,831円
(注1)(3,000円)	(1,095,000円)		
(2,500円)	(912,500円)		
(2,000円)	(730,000円)		

(注1) () 内の給付基礎日額および保険料算定基礎額については、家内労働者等についてのみ適用されます。

(注2) 特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。

表3 第2種特別加入保険料率表

特別加入の種類		料率
特定農作業従事者		9/1000
指定農業機械作業従事者		3/1000
職場適応訓練従事者		3/1000
事業主団体等委託訓練従事者		3/1000
家内労働者等	プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業	15/1000
	金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業 ・溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業	15/1000
	有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る） ・木製または合成樹脂製の漆器	6/1000
	陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・粉じん作業 ・鉛化合物を含有する釉薬を使って行う施釉の作業 ・鉛化合物を含有する絵具を使って行う絵付けの作業 ・施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業	17/1000
	動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業	3/1000
	木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・仏壇 ・木製または竹製の食器	18/1000
労働組合等常勤役員		3/1000
介護作業従事者および家事支援従事者 ※		5/1000

※実際に行う作業が「介護作業」と「家事支援作業」の両方であっても、特別加入する際の整理上は、「介護作業従事者および家事支援従事者」として保険料率5/1000が適用されて加入することとなりますので、「介護作業従事者」、「家事支援従事者」として別個の保険料を負担する必要はありません。

6 補償の対象となる範囲

業務災害または通勤災害を被った場合のうち、一定の要件を満たすときに労災保険から給付が行われます。

(1) 業務災害

保険給付の対象となる災害は、加入者ごとに一定の業務を行っていた場合に限られています。次に該当する場合に保険給付を受けることができます。

① 特定農作業従事者

農業者が、農作業場で行う「土地の耕作や開墾」「植物の栽培や採取」「家畜（家きんやみつばちを含む）や蚕の飼育の作業」のうち、次の(ア)～(オ)のいずれかに当たる作業を行う場合（その作業に直接附帯する行為を含む）

- (ア) 農作業場で動力により駆動する機械を使用して行う作業
- (イ) 農作業場の高さが2メートル以上の箇所において行う作業
- (ウ) 農作業場で牛・馬・豚に接触し、または接触するおそれのある作業
- (エ) 農作業場の酸素欠乏危険場所で行う作業
- (オ) 農作業場で農薬を散布する作業

(ご注意) 養鶏や養蜂などで(ア)～(オ)の作業を伴わない場合は、負傷等（みつばちに刺される等）が生じても保険給付は行われません。

② 指定農業機械作業従事者

ア 農業者が、農作業場において指定農業機械（4ページ参照）を使用して行う作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

イ 農業者が指定農業機械を農作業場と格納場所との間において、運転または運搬する作業（苗、防除用薬、堆肥などを共同育苗施設などから農作業場へ運搬する作業を含む。）およびこれに直接附帯する行為を行う場合

③ 国または地方公共団体が実施する訓練従事者

訓練現場に就労している労働者に準ずる。

④ 家内労働者等

ア 家内労働者等が、作業場で、申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載された作業またはこれに直接附帯する行為を行う場合

イ 家内労働者等が、作業場に隣接した場所（作業場の敷地内、作業場前の道路上など）において行う家内労働に関わる材料、加工品などの積み込み、積み卸し作業および運搬作業を行う場合

⑤ 労働組合等の常勤役員

労働組合等の常勤役員が、労働組合等の事務所、事業場、集会場または道路、公園その他の公共の用に供する施設において、集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に関する作業（作業に必要な移動を含む）を行う場合

⑥ 介護作業従事者および家事支援従事者

ア 介護作業従事者が、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する介護関係業務で、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活の世話、機能訓練または看護に関する作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

イ 家事支援作業従事者が、炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為に関する作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

(2) 通勤災害

通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

ただし、上記のうち次の特定作業従事者については、通勤災害の保護の対象となっておりません。

- ① 特定農作業従事者
- ② 指定農業機械作業従事者
- ④ 家内労働者等

〔労災保険法上の通勤とは〕

「通勤災害」とは、通勤により被った負傷、疾病、障害または死亡をいいます。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復 ②就業の場所から他の就業の場所への移動 ③赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路および方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとしています。これらの移動の経路を逸脱・中断した場合は、その逸脱・中断の間およびその後の移動は通勤となりません。ただし、その逸脱・中断が、日常生活上必要な行為であって日用品の購入などをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合は、合理的な経路に戻った後の移動は「通勤」となります。

7 保険給付・特別支給金の種類

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合には、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

特別加入者に対する保険給付および特別支給金の種類は、表4のとおりです。

表4 保険給付・特別支給金一覧表

保険給付の種類 (注1)	支給事由	給付内容	特別支給金	具体的な例 (給付基礎日額1万円の場合)
療養補償給付 療養給付	業務災害または通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合	労災病院または労災指定病院等において必要な治療が無料で受けられます。また、労災病院または労災指定病院等以外の病院において治療を受けた場合には、治療に要した費用が支給されます。 (注2)	特別支給金はありません。	(給付基礎日額とは関係なく)必要な治療が無料で受けられます。
休業補償給付 休業給付	業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合 (注3)	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。	休業特別支給金 休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額を支給。	(20日間休業した場合) ①休業(補償)給付 1万円×60%×(20日-3日) =10万2千円 ②休業(補償)特別支給金 1万円×20%×(20日-3日) =3万4千円
障害補償給付 障害給付	[障害(補償)年金] 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合 [障害(補償)一時金] 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合	[障害(補償)年金の場合] 第1級は給付基礎日額の313日分～第7級は給付基礎日額の131日分が支給されます。 [障害(補償)一時金の場合] 第8級は給付基礎日額の503日分～第14級は給付基礎日額の56日分が支給されます。	障害特別支給金 第1級342万円～第14級8万円を一時金として支給。	(第1級の場合) ①障害(補償)年金 1万円×313日=313万円 ②障害特別支給金(一時金) 342万円
傷病補償年金 傷病年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日または同日後において ①傷病が治っていないこと ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること のいずれにも該当する場合	第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分が支給されます。	傷病特別支給金 第1級は114万円 第2級は107万円 第3級は100万円を一時金として支給。	(第1級の場合) ①傷病(補償)年金 1万円×313日=313万円 ②傷病特別支給金(一時金) 114万円

保険給付の種類	支給事由	給付内容	特別支給金	具体的な例 (給付基礎日額1万円の場合)
遺族補償給付 遺族給付	〔遺族(補償)年金〕 業務災害または通勤災害により死亡した場合(年金額は遺族の人数に応じて異なります) 〔遺族(補償)一時金〕 ①遺族(補償)年金の受給資格をもつ遺族がない場合 ②遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金の受給資格をもつ方がいない場合で、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合	〔遺族(補償)年金の場合〕 遺族の人数によって支給される額が異なります。 (遺族1人の場合) 給付基礎日額の153日分または175日分(注4) (遺族2人の場合) 給付基礎日額の201日分 (遺族3人の場合) 給付基礎日額の223日分 (遺族4人以上の場合) 給付基礎日額の245日分 〔遺族(補償)一時金の場合〕 左欄の①の場合 給付基礎日額の1000日分 左欄の②の場合 給付基礎日額の1000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額	遺族特別支給金 遺族の人数に関わらず、300万円を一時金として支給	〔遺族(補償)年金で遺族が4人の場合〕 ①遺族(補償)年金 1万円×245日=245万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円 〔遺族(補償)一時金支給事由〕 ①で遺族が4人の場合 ①遺族(補償)一時金 1万円×1000日=1000万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円
葬祭料 葬祭給付	業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合	31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。	特別支給金はありません。	①31万5千円+(1万円×30日)=61万5千円 ②1万円×60日=60万円 よって、高い額の①が支払われます。
介護補償給付 介護給付	業務災害または通勤災害により、障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合	介護の費用として支出した額(上限額があります)が支給されます。親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合または支出した額が最低保障額を下回る場合は一律にその最低保障額が支給されます。上限額および最低保障額は、常時介護と随時介護の場合で異なります。	特別支給金はありません。	〔常時介護を要する者〕 最高限度額 105,130円 [105,290円] 最低保障額 57,110円 [57,190円] 〔随時介護を要する者〕 最高限度額 52,570円 [52,650円] 最低保障額 28,560円 [28,600円] (注5)

(注1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に対して支給される保険給付の名称です。

(注2) 原則、給付の範囲は健康保険に準拠しています。

(注3) 休業(補償)給付については、特別加入者の場合、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業について全部労働不能であることが必要となっています。全部労働不能とは、入院中または自宅就床加療中もしくは通院加療中であって、補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業ができない状態をいいます。

(注4) 遺族(補償)年金の受給資格者である遺族が1人であり、55歳以上または一定の障害状態にある妻の場合には、給付基礎日額の175日分が支給されます。

(注5) 表中の金額は、平成30年3月1日現在のものです。[]の額は平成30年4月1日改正予定額です。

8 支給制限

特別加入者が業務災害または通勤災害を被った場合には保険給付が行われますが、その災害が特別加入者の故意または重大な過失によって発生した場合や保険料の滞納期間中に生じた場合には、支給制限（全部または一部）が行われることがあります。

9 特別加入者としての地位の消滅

(1) 特別加入団体が脱退することにより消滅する場合

特定作業従事者の団体は、労働局長の承認を受けて脱退することができますが、脱退の申請は、その団体の構成員全員を包括して行わなければなりません。この場合、その団体は、監督署長を経由して労働局長に「特別加入脱退申請書（中小事業主等及び一人親方等）」を提出し、承認を受ける必要があります。

特別加入の脱退申請に対する労働局長の承認は、脱退申請の日から30日以内で申請者が脱退を希望する日となります。

(注) 特定作業従事者のうち、特定の人のみを脱退させる場合は、変更届（P18）を提出する必要があります。

(2) 自動的に消滅する場合

ア 特定作業従事者が特別加入者としての要件を満たさなくなったときには、その日に特別加入者としての地位が消滅します。

イ 特定作業従事者が特別加入団体の構成員でなくなったときは、その日に特別加入者としての地位が消滅します。

ウ 特定作業従事者の団体が解散したときは、その解散の日の翌日に特別加入者としての地位が消滅します。

(3) 特別加入団体の承認取消により消滅する場合

特定作業従事者の団体が関係法令の規定に違反した場合には、特別加入の承認が取り消される場合があります。

すでに特別加入を承認されている人の一部が特別加入者としての要件にあてはまらなくなった場合には、この欄に記載してください。

特別加入を承認されている人の氏名、作業内容等に変更があった場合には、この欄に記載してください。

■ 様式第34号の8 (表面)

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 (中小事業主等及び一人親方等)
特別加入脱退申請書

帳票種別 36241	特別加入の承認に係る事業 府 県 所 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号 051010000000	元号 年 月 日 ※受付年月日 7平成
事業の名称 厚生労働農業組合		事業場の所在地 秋田県秋田市〇〇町△-△-△

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。
※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

今回の変更届に係る者 合計: 1人 内訳 (変更: 0人, 脱退: 0人, 加入: 1人)		*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。	
変更届の場合 (特別加入者に関する事項の変更)	変更年月日 年 月 日	変更を生じた者のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は統括)
	生年月日 年 月 日	変更後のフリガナ氏名	変更後 1 本人 3 役員 5 家族従事者
	※整理番号		
	変更年月日 年 月 日	変更を生じた者のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は統括)
生年月日 年 月 日	変更後のフリガナ氏名	変更後 1 本人 3 役員 5 家族従事者	
※整理番号			
特別加入者に関する事項の変更	異動年月日 年 月 日	フリガナ氏名	生年月日 年 月 日
特別加入者でなくなった者	異動年月日 年 月 日	フリガナ氏名	生年月日 年 月 日
特別加入者になった者	特別加入年月日 年 月 日	フリガナ氏名	※整理番号
特別加入者になった者	特別加入年月日 年 月 日	フリガナ氏名	※整理番号
特別加入予定者	特別加入年月日 平成〇〇年 6月 1日	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は統括)	業務又は作業の具体的内容 果樹園農作業 (フェンバー・動力草刈機)
特別加入者になった者	特別加入年月日 昭和53年 5月 5日	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は統括)	業務又は作業の具体的内容 労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 時 分 ~ 時 分
特別加入者になった者	特別加入年月日 年 月 日	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は統括)	業務又は作業の具体的内容 労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 時 分 ~ 時 分
特別加入者になった者	特別加入年月日 年 月 日	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は統括)	業務又は作業の具体的内容 労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 時 分 ~ 時 分
変更決定を希望する日 (変更届提出の翌日から起算して30日以内)	平成〇〇年 6月 1日		

折り曲げる場合には (▶) の所で折り曲げてください。

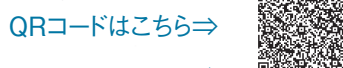
脱退申請	以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限って記載すること。 *申請の理由 (脱退の理由)	*脱退を希望する日 (申請日から起算して30日以内) 年 月 日
------	---	-------------------------------------

上記のとおり 変更を生じたので届けます。特別加入脱退を申請します。
平成〇〇年 5月 12日
秋田 労働局長 殿

郵便番号 010-0000 電話番号 018-862-XXXX
住所 秋田県秋田市〇〇町△-△-△
事業主の氏名 組合長 霞が関太郎
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)



※この様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihoken06/index.html)



新たに特定事業者として特別加入を希望する人がいる場合には、この欄に記載してください。

労働者災害補償保険 特別加入時健康診断申出書

秋田 労働基準監督署長殿

下記の者について健康診断証明書の提出が必要ですので、「特別加入健康診断指示書」の交付をお願いします。

平成〇〇年 4月11日

労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹	番 号	枝 番 号
	05	10	10	00	0000	00


事業主又は
特別加入団体の

住 所 秋田県秋田市〇〇町△-△-△

(名称) 厚生労働農業組合

特別加入団体の場合には、その
主たる事務所の所在地、名称、

氏 名 組合長 霞 誠 太郎

代表者の氏名


特別加入予定者のうち 健康診断が必要な者	特別加入予定 年 月 日	特別加入予定者の作業の内容及び作業に 用いる工具（又は材料、薬品等）の名称	左記の業務に特別加 入前に従事した期間	実施すべき健康診断 の種類 (該当する項を○ で囲むこと)
農業 花子	〇〇.6.1	果樹園農作業 (チェーンソー・動力草刈機)	平成□年 4月 から 〇〇年 3月 まで 24年 月間	イ.じん肺健康診断 ① 振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断
 	 	 	 	イ.じん肺健康診断 ロ.振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断
 	 	 	 	イ.じん肺健康診断 ロ.振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断
 	 	 	 	イ.じん肺健康診断 ロ.振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断

労働保険事務組合の証明

労働保険事務の処理の委託を { 受けている / 受ける予定である } ことを証明します。

平成 年 月 日 認可記号番号 第 号

名 称 _____

労働保険事務組合の 主たる事務所の所在地 _____ 局番 _____

電話 _____

代表者の氏名 _____ ①

※この様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできません。最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

詳細は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。